

\保険医協会・保険医会の/

休業保障制度は 備えやすい掛金で 充実の保障!

休業保障制度とは…

病気やケガで診療を休んだ際に定額の給付を受けられる制度です。

加入時43歳で8口加入した場合
月々の掛金は

24,000円

しかも、掛金は加入時のまま、
満期まで上がりません。

休業して30日分の給付を
受けた場合

自宅療養 **144万円**

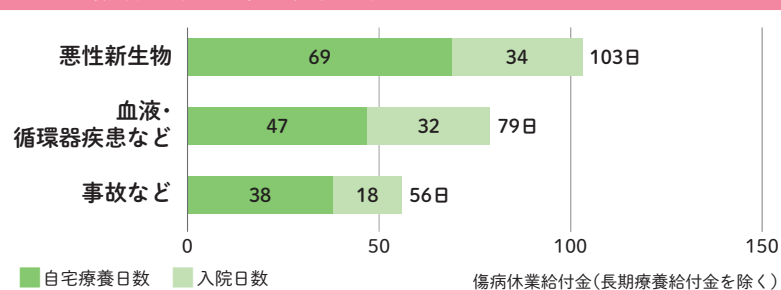
入院療養 **192万円**



給付の約7割は
「自宅療養」です

休業保障制度全体では、給付の約7割が自宅療養に対する給付です。通院を含む自宅療養の割合が増えています。退院してもまだ診療に復帰できない期間に対して、備えが必要です。

傷病分類別 平均給付日数 (2015年8月～2020年7月1人当たり平均)



入院でも自宅療養でも **最長730日**の充実保障

通算500日

短期間での再発や後遺症でも、通算500日までなら、何度でも給付を受けられます(傷病休業給付金)。



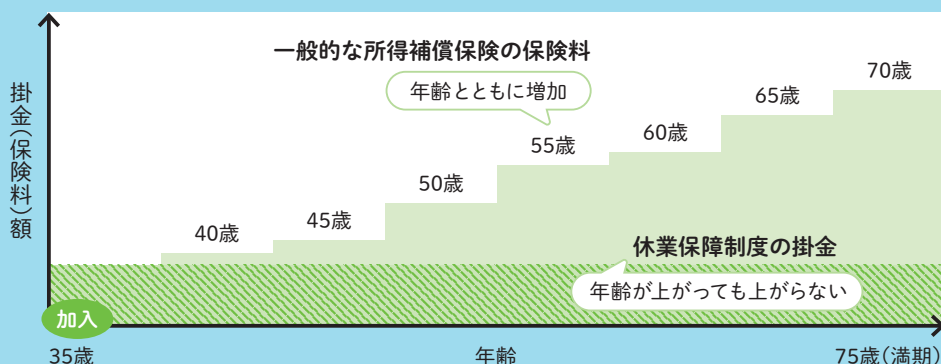
最長230日
(1回限り)

500日を超えて連続して休業している場合は、最長230日の範囲で給付されます(長期療養給付金、1回限りの給付)。

休業保障制度は、第三者の医師が休業を必要と認めた期間であれば、入院・通院日だけでなく、自宅療養の間でも給付を受けられます。



掛金は **加入時のまま上がりません**



一般的な所得補償保険等は、加齢によって保険料が上がっていきます。休業保障制度の掛金額は、加入時の年齢によって決まり、その金額は加入している間、変わりません。
→掛金額は裏面をご覧ください。

※増口部分の掛金額は、増口時の加入年齢が適用されます。



新型コロナも **給付対象**です

制度の詳細は裏面にも記載しています。

医師・歯科医師におすすめしたい、保険医協会・保険医会の休業保障制度

備えやすい掛金で長期の保障が得られる「休業保障制度」は、非常利で助け合いの「共済制度」だから実現しました。保険医協会・保険医会会員のためだけの制度です。



● 新型コロナウイルス感染症も給付対象です

休業保障制度は、新型コロナウイルス感染症による休業も、給付対象です。給付の際は、第三者の医師への受診が必要です。給付の詳細は、保険医協会・保険医会へお問い合わせください。

● 給付の種類(1口あたり)

給付の種類	給付金額	給付限度など
傷病休業給付金	休業6日目から 1日につき6,000円	通算して500日まで
入院給付金	入院1日につき2,000円を 傷病休業給付金に加算	入院給付金単独での給付はありません
長期療養給付金	休業1日につき 自宅3,000円 入院6,000円	傷病休業給付金の通算500日を超えて連続して 休業している場合に、1回限り230日を限度に給付
弔慰給付金	50万円	いずれかを受給したときは脱退 (その場合、脱退給付金も合わせて給付)
高度障害給付金	50万円	
脱退給付金	別途規定の給付金額表による	加入日から3年以上経過後に、 脱退・減口となったときに給付

※ケガによる休業は加入日から、疾病による休業は加入日から3カ月経過後に発病したもから保障開始となります。

● 掛金額(1カ月あたり)

加入年齢	1口	3口	5口	8口
～29歳	2,500円	7,500円	12,500円	20,000円
30～39歳	2,800円	8,400円	14,000円	22,400円
40～49歳	3,000円	9,000円	15,000円	24,000円
50歳	3,300円	9,900円	16,500円	26,400円
51～54歳	3,300円	9,900円	16,500円	
55～59歳	3,700円	11,100円	18,500円	

- ▶ 勤務医は通算3口までの加入となります。
- ▶ 4口以上のお申し込みには、1つの主たる医療機関等で、週5日以上かつ週20時間以上業務に従事していることが必要です。

● 加入申込資格

- 1 加入日現在、加入年齢*が60歳未満であること
- 2 保険医協会・保険医会の会員であること(ただし京都府保険医協会は取り扱っていません)
- 3 保険医であること
- 4 1つの主たる医療機関等で週4日以上かつ週16時間以上業務に従事していること
- 5 告知日現在、健康であること(現症がある方、服薬中の方、治療中の方は、原則として加入できません)

※加入年齢:加入(増口)日現在の満年で計算し、1年未満の端数月が6カ月を超える場合は1歳切り上げます。

ご連絡先

お申し込みや資料請求は、ご所属の保険医協会・保険医会(代理店)にお問い合わせください。保険医協会・保険医会の会員でない方は、入会のうえお申し込みください。

お申し込みの際は、必ず制度案内パンフレット等をご確認ください。

取扱代理店

運営元

一般社団法人 全国保険医休業保障共済会

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-5-5 新宿農協会館5F

🔍 休保

検索